



愛川町下水道事業の 地方公営企業法の適用方法について



将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくために、発生主義・複式簿記を採用した公営企業会計方式により、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握し、中長期的な視点にたった計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組むため、地方公営企業法を適用するものです。

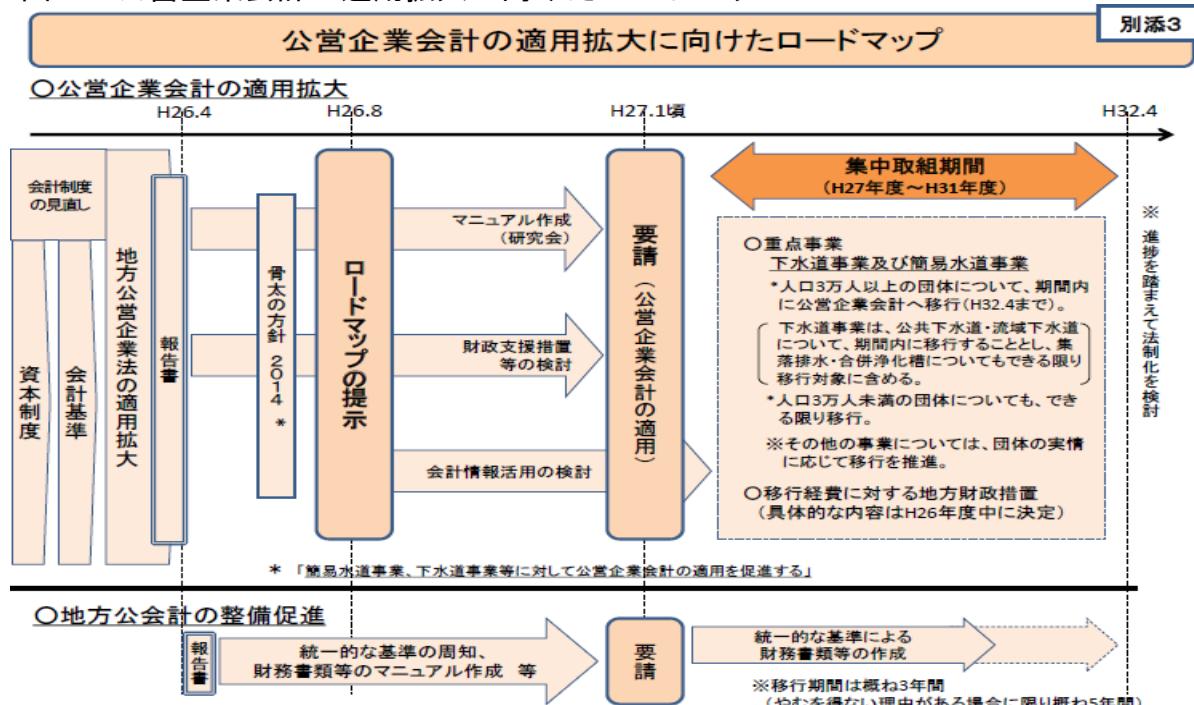
1 地方公営企業法適用への取り組みの背景

公営企業においては、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあるところです。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点にたった計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

これらについて、より的確に取り組むために、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

こうした中、総務省では、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として位置づけ、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」【図1】が示されるとともに、人口3万人以上の市区町村については、平成27年度から平成31年度までの5年間の集中取組期間内に公営企業会計に移行することが要請されているところです。

図1 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ



(出典：総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項」別添3 平成26年8月29日)

2 地方公営企業法とは

「地方公営企業」は、地方公共団体が経営する企業活動を総称したものであり、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供しています。

これらの事業にも、一般行政事務を規律することを目的とした法律（地方自治法、地方財政法、地方公務員法）が原則として適用されますが、その規定を全面的に適用したのでは、効率的・機動的な事業の運営を行うことが期待できない面もあります。

そこで、これらの法律のうち、効率的・機動的な事業運営を行う上で障害となる規定の適用を排除し、それに代わって事業の実態に即した法規範として制定されたのが「地方公営企業法」です。これにより、地方公営企業が企業としての経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることが期待されています。

3 地方公営企業法を適用する事業

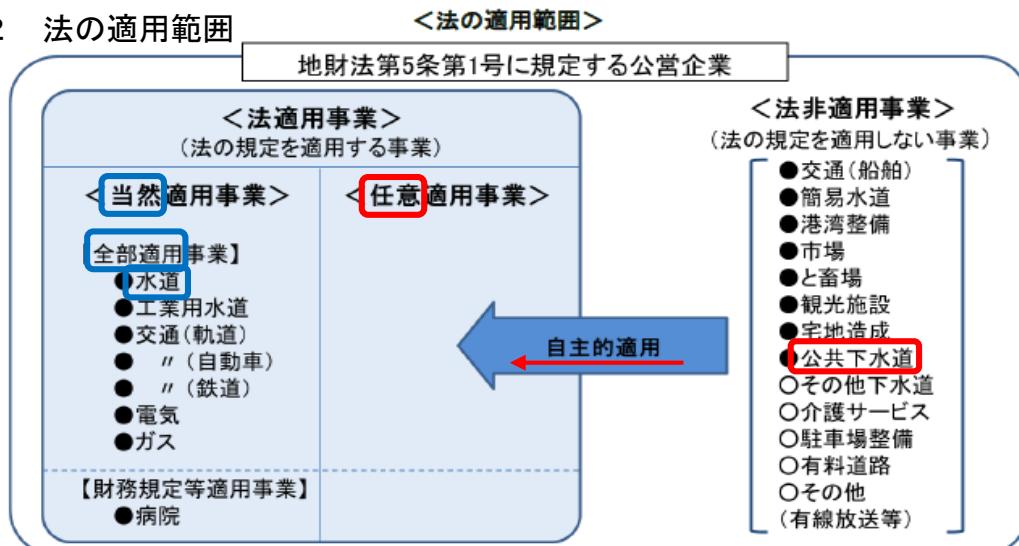
地方公営企業法（以下「法」という。）は、全ての公営企業に一律に適用されるのではなく、特定の事業のみに適用されます【図2 法の適用範囲】。法適用とは、法の規定を適用していない公営企業が、法の諸規定を適用することをいいます。

法適用には、法律上当然に適用される場合（当然適用）と地方公共団体の自主的な決定によって適用される場合（任意適用）の2種類があり、また、適用される規定の範囲について、法の規定の全部を適用する場合「全部適用」と法の規定のうち第3章を中心とする財務・会計に関する規定のみを適用する場合「一部適用」があります【図3 全部適用と一部適用の比較】。

下水道事業は、当然適用事業ではなく任意適用事業であり、「全部適用」と「一部適用」のどちらかを選択できる仕組みとなっています。

また、【図4 事務執行体制の比較】のとおり、「全部適用」には管理者設置と管理者非設置、「一部適用」には会計管理者に出納及び会計事務を事務委任しない、事務委任する方法があることから、それぞれの地方自治体の実情に適した選択を行う必要があります。

図2 法の適用範囲



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

(出典：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル P.11」)

図3 全部適用と一部適用の比較

項目	全部適用	一部適用
適用される規定	<p>『地方公営企業法のすべての規定』</p> <p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織（第2章 第7条～第16条） ◆ 財務（第3章 第17条～第35条） ◆ 職員（第4章 第36条～第5章第39条の3） 	<p>『地方公営企業法のうち一部の規定』</p> <p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 財務（第3章 第17条～第35条）
会計方式	<p>『企業会計方式』</p> <p>地方公営企業法の財務規定等に基づき、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引に分離した経理等）の採用により経営内容が明確となる。</p>	<p>『企業会計方式』</p> <p>同左</p>
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として管理者を設置する。ただし、条例の定めにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う。 ◆ 企業管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調製・職員人事・契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最小限にとどめ、自らの判断と責任において事業体の運営ができる、企業としての独立性が確保できる。 ただし、一部の権限（予算調整権、議案提出権、決算の審査、過料（罰の一種）を科す権限等）は長に留保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理者の権限は長が行う。
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業職員として地方公営企業法及び<u>地方公営企業労働関係法の適用</u>を受ける。 ◆ 労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 ◆ 政治的行為の制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般行政職員と同様に<u>地方公務員法の適用</u>を受ける。 ◆ 政治的行為の制限がある。
経営上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において動機的経営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 財務規定の適用により経理内容が明確となる。 ◆ 組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる。

図4 事務執行体制の比較

項目	全部適用		一部適用	
事務体制	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に事務委任しない	会計管理者に事務委任する
	首長	首長	首長	首長
	管理者			
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	企業出納員	会計管理者
予算調整	管理者が原案作成 首長が調整	首長が調整	首長が調整	首長が調整
決算調整	管理者が調整	首長が調整	首長が調整	会計管理者が調整

4 地方公営企業法適用への本町の考え方

本町の下水道事業は、昭和50年度の建設事業開始から既に40年以上経過していることから、近い将来、施設の老朽化が急速に進むことが見込まれます。

このような状況下で、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくためには、発生主義・複式簿記を採用した公営企業会計方式により、事業の経営成績や財政状態をより明確に把握し、その分析を通じて、投資計画と財源計画の収支が均衡する健全な事業経営に取り組む必要があることから、平成28年度からの継続事業の公営企業会計移行に係る各種業務と併せて、水道事業所との組織統合や地方公営企業法の適用範囲、事務の執行体制の検討を進めてきたところです。

そこで、本町の平成32年度からの地方公営企業法の適用にあたっては、水道事業所との組織統合はしないこととし、法の適用範囲及び事務の執行体制を「一部適用（会計管理者に事務委任しない）」に決定し、今後の移行事務を進めるものです。

また、本町では、下水道課において「下水道事業特別会計」の他に「一般会計」の都市排水路に関する事務を所掌していますが、公営企業会計への移行は、原則、地方財政法第5条第1号に規定する公共下水道事業（下水道事業特別会計）であることから、「一般会計」の都市排水路に関する事務は、そのまま「一般会計」での取り扱いとなります。

5 本町の水道事業と下水道事業を一つの部課等に統合しないとした理由

本町の現状の組織体制などを考慮したうえで、水道事業と下水道事業を一つの部課等に統合することについて検討を行ったが、事務の効率化や人員削減等のメリットが見込めないことから、統合しないこととしました。

事務の効率化や人員削減等のメリットが見込めない主な理由

- 本町では一般管理業務について、町長部局や公営企業等の部局を超えた協力体制が既に整っており運用されているところ。他市と比べると職員数が少ない本町においては組織統合した場合の人員削減をすることは考えられない。

[既に共通化されている主な一般管理業務]

職員の人事・給与、条例・規則等の文書法制、文書の收受・発送、入札等の契約事務

[公営企業会計移行に伴い事務量の増加が見込まれる事務]

財務事務（予算・決算、財産・備品管理）、出納（会計）事務、伝票審査、例月出納検査

- 町民生活を支える重要なライフライン施設を保有する水道事業・下水道事業については、適切な施設の稼動が求められることから、現在であっても、施設の非常時や災害時には下水道課・水道事業所ともに工務班員のみならず、状況に応じて業務班員も含めた対応を行っているところである。さらに、上水道と下水道の施設管理は、衛生上、施設間相互の行き来ができないことから、統合による事務の効率化や人員削減等が行われた場合は人員

不足が生じ、施設の非常時や災害時の対応がさらに難しいものになる。

- 本町には、町営水道と県営水道が存在するため、県営水道との窓口業務を一本化することは不可能である。
- 下水道使用料は町営水道・県営水道両事業体による一括徴収になっているため、事務の効率化と住民サービスの向上が既に図られている。
- 上水道と下水道は事業が相違するため、双方を理解して業務に取り組む必要があり、職員の負担が増加する。
- 水道事業所では、現在でも臨時職員で人員不足を補っている状況であり、事務（非常時等を含む）の役割分担的にも、これ以上の人員削減は難しい。
- 所属長クラスであっても、一人の所属長で水道事業・下水道事業を所掌するのは、事務量等が増大しすぎてしまうために人員削減は難しい。実際に他市町の状況では、別の課とするか、一つの課であっても副課長を置くなどの体制としている。

6 本町の法適用を「一部適用（会計管理者に事務委任しない）」とした理由

一般的に、「全部適用」とするか「一部適用」とするかを検討する際には、法の適用の主な目的が発生主義・複式簿記を採用し、損益計算書や貸借対照表といった財務諸表の作成を通じて経営成績や財務状態をより明確にするなどの財務管理の強化や説明責任の向上である場合は「一部適用」となります。また、この財務管理の強化等に加え上下水道事業の組織統合による事務の効率化や人員削減等のメリットの享受が目的であれば「全部適用」が適しているとされています。

(1) 「一部適用」とした理由

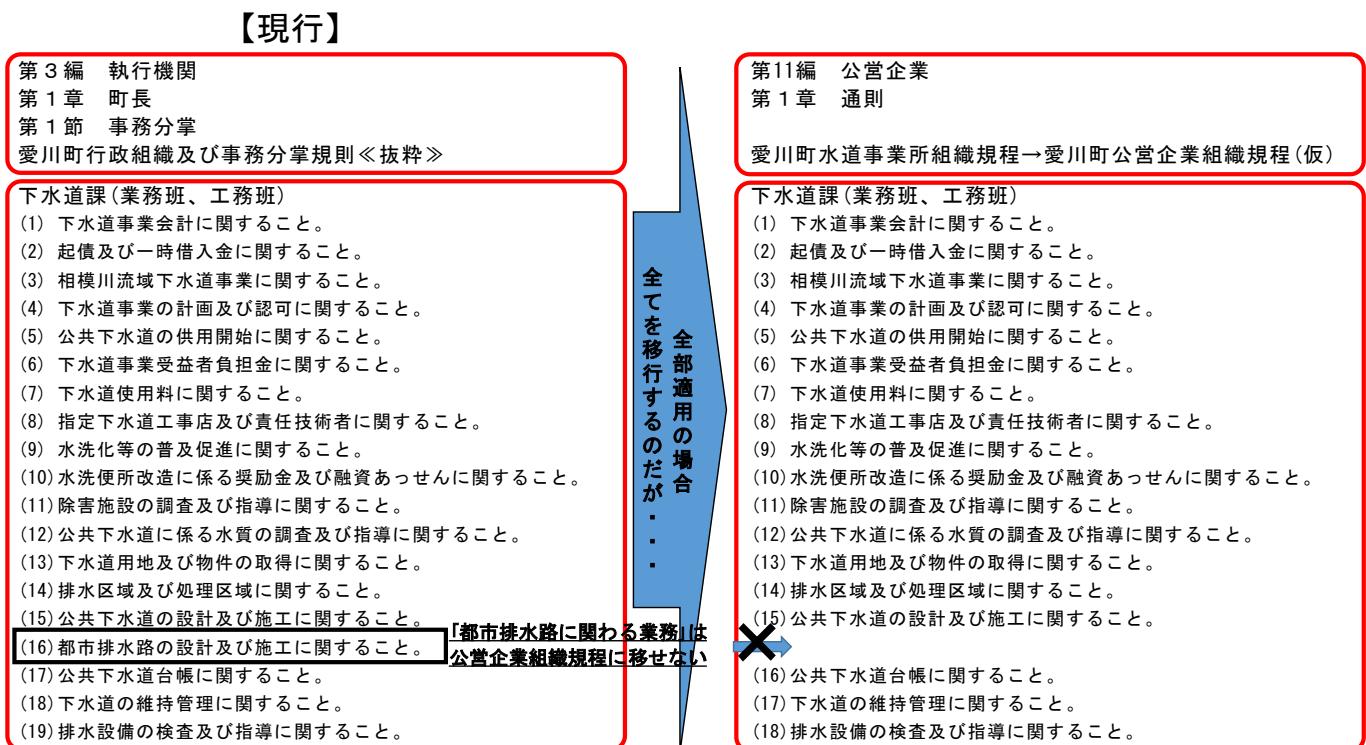
本町では次の理由から法の適用範囲を「一部適用」としました。

- 法適用の目的が下水道事業特別会計を公営企業会計に移行するものであって、今回の法適用が組織の統合を伴うものではないため。
- 経営成績や財務状態をより明確にするなどの財務管理の強化等は「全部適用」と「一部適用」で変わるものではなく、国からの要請には「一部適用」で満たすことができるため。
- 公営企業会計に移行するのは公共下水道事業（下水道事業特別会計）であることから、「一般会計」の都市排水路に関する事務も存続させる必要があり、従前どおり下水道課が一般会計で執行することが合理的なため。

【図5 一般会計都市排水路費から考える法の適用範囲】

- 「全部適用」と比べ、制定・改正を要する条例・規則等の数が少なく、公営企業会計移行に係る事務の軽減につながるため。【図6 制定・改正を要する条例・規則等の例】

図5 一般会計都市排水路費から考える法の適用範囲



〈1〉 「一部適用」の場合は会計方式のみを変更するため、「愛川町行政組織及び事務分掌規則」の下水道課組織及び事務分掌に変更が生じない。

〈2〉 「全部適用」の場合は下水道課組織及び事務分掌を「愛川町行政組織及び事務分掌規則」から「公営企業組織規程」に移行することになるが、下水道課が所掌する事務のうち、公営企業会計に移行するのは公共下水道事業（下水道事業特別会計）であることから、一般会計予算の事務分掌である「都市排水路に関する事務」は「公営企業組織規程」の事務分掌に含むことができない。

また、「全部適用」した場合は町長部局の「愛川町行政組織及び事務分掌規則」に下水道課組織及び事務分掌を残したままにはできないため、「都市排水路に関する事務」は他課に所管替えをする必要が生じる。

所管替えについては2つの方法が考えられる。

- ① 都市排水路に関する業務の全てを他課に移す
- ② 事務分掌だけを他課に移して、実際の業務は下水道課が一般会計で執行する（事務の受任・委任）

しかしながら、これまで都市排水路は下水道課で整備・維持管理をしてきた経緯があることから、①の都市排水路に関する業務の全てを他課に移すことは考えづらく、②の「全部適用」で事務分掌だけを移し下水道課が事務委任を受けて一般会計で執行するのであれば、「全部適用」ではなく「一部適用」を選択し従前どおり下水道課が一般会計で執行することが合理的であると考える。

図6 制定・改正を要する条例・規則等の例

制定・改正等を行わなければならない条例・規則等の名称	根拠法令等	全部適用	財務適用	備考
① 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項について定める条例	法第4条	○	○	
② 管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置く場合、その旨の条例	法第7条ただし書	○		該当する場合のみ
③ 企業管理規程	法第10条	○		
・必要な分課の設置に関するもの	法第9条第1号	○		
・企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関するもの	法第9条第2号	○		
・企業の会計事務の処理に関するもの	則第2条	○		
・入札保証金及び契約保証金の率又は額	令第21条の15	○		
④ 管理者の権限に属する事務を処理させるための必要な組織に関する条例	法第14条	○		
⑤ 任免についてあらかじめ長の同意を必要とする企業の主要な職員を定める規則	法第15条第1項ただし書	○		必要がある場合のみ
⑥ 二以上の事業を通じて一の特別会計とする場合には、その旨の条例	法第17条ただし書	○		該当する場合のみ
⑦ 予算の調製及び議決	法第24条第2項	○	○	
⑧ 企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定	法第27条ただし書	○	○	
⑨ 予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分を定める条例	法第33条第2項	○	○	必要がある場合のみ
⑩ 職員の賠償責任の全部又は一部の免除のうち議会の同意を得なければならないものを定める条例	法第34条	○	○	必要がある場合のみ
⑪ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	法第38条第4項	○		
⑫ 地方公務員法第36条の規定が適用される企業職員の職の長の指定	法第39条第2項	○		
⑬ 企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定のうち議会の議決を経なければならないものを定める条例	法第40条第2項	○	○	必要がある場合のみ
⑭ 企業の業務状況を説明する書類に関する条例	法第40条の2第1項	○	○	
⑮ 企業出納員及び現金取扱員の任命	法第34条の2及び第28条第2項		○	
⑯ 企業の会計事務の処理の特例に関する規則(会計規程に相当するもの)	法第34条の2及び則第2条		○	
⑰ 出納その他の会計事務及び決算の事務の全部又は一部を会計管理者に行わせる場合には、その旨の条例	法第34条の2ただし書		○	

(出典：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル P.23」)

(2) 「会計管理者に事務委任しない」とした理由

- 公営企業会計方式は、従来からの官公庁会計方式から大きく異なるために、会計管理者に事務委任する場合は会計管理者の事務が煩雑化する。
- 会計管理者に事務委任する場合は、企業会計システムを会計課に新たに設置する必要が生じる。
- 会計管理者に事務委任しないで、下水道課が水道事業と同様に企業出納員により事務を行うことで、出納及び会計事務の方法を水道事業と統一することができる。【図7 本町の事務執行体制の比較】

図7 本町の事務執行体制の比較

項目	全部適用		一部適用	
	管理者設置	管理者非設置	会計管理者に事務委任しない	会計管理者に事務委任する
事務体制	首長	首長	首長	首長
	管理者			
	企業出納員	企業出納員	企業出納員	出納員
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	企業出納員	会計管理者
予算調整	管理者が原案作成 首長が調整	首長が調整	首長が調整	首長が調整
決算調整	管理者が調整	首長が調整	首長が調整	会計管理者が調整
本町		水道事業	下水道事業	

体制は同じ